日 調 連 発 第 6 5 号
平成２２年５月３１日

各土地家屋調査士会長　　殿
連　合　会　役　員　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令等における戸籍事務の取扱いについて（通知）

法務省民事局民事第一課長から標記に関する依頼文書（平成 22 年 5 月 31 日付け法務省民一第 1372 号）を受けましたので、通知します。

おって、各土地家屋調査士会長におかれましては、貴会所属会員に、趣旨の周知を図っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

省民契印

法務省民一第１３７２号
平成２２年５月３１日

日本土地家屋調査士会連合会会長　殿

法務省民事局民事第一課長

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令等における戸籍事務の取扱いについて（依頼）

戸籍法の一部を改正する法律（平成１９年法律第３５号。以下「平成１９年改正戸籍法」という。）の施行に伴う戸籍事務の取扱いにつきましては，格別の御理解と御協力を頂き，厚く御礼申し上げます。

さて，本月６日に戸籍謄本等の交付請求をする場合における権限確認書面の有効期限等を定めた戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（平成２２年法務省令第２２号）が公布され，同年６月１日に施行される予定となっているところですが，本省令の施行等に当たり，平成１９年改正戸籍法下における戸籍謄本等を請求する場合における取扱いを下記のとおりといたしますので，貴会会員に対し周知方お取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

１　平成１９年改正戸籍法下においては，現に請求の任に当たっている者が請求者の代理人又は使者である場合には，当該請求の任に当たっている者は，市区町村長に対して，請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにするため，委任状その他自己に戸籍謄本等の交付の請求をする権限が付与されていることを証する書面（官庁又は公署の作成したものは，その作成後３か月以内の書面とする）を権限確認書面として提供しなければならないこととされています（戸籍法第１０条の３第２項，戸籍法施行規則第１１条の４）。このことから，弁護士等が，成年後見人等として成年被後見人等の戸籍謄本等の交付請求をする場合についても，権限確認書面として，後見登記等の登記事項証明書（後見登記等が未了の間は，審判書の謄本及び確定証明書）の原本提出が必要であり，これらの写しでは足りないことになります。

なお，戸籍謄本等の請求に係る提出書類については，申出があれば，市区町村長は，原本還付請求に応じることができるとされています。

おって，権限確認書面として審判書の謄本の提供があった場合において，当該審判書が裁判確定の日から３か月以内のものであるときは，後見登記等

の登記事項証明書の提供がないことのみを理由に戸籍謄本等を不交付とする取扱いとはしないことを申し添えます。

2　平成１９年改正戸籍法の施行に伴い，新たな様式の戸籍謄本等職務上請求書（統一請求書）が頒布されていますが，当該様式が改められる以前の職務上請求書については，戸籍法施行規則第１１条の２第１項第４号の「弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面」とは認められないため，当該請求書を用いた請求には応じることができません。

なお，退会等により職務を行わなくなった者が保有する職務上請求書については，当該請求書が不正使用等されることのないよう，各単位会により，速やかに回収等されるよう御協力をお願いいたします。

3　戸籍謄本等職務上請求書には，戸籍法第１０条の２第３項及び第４項に定められた事項等を記載しなければならないこととされていますので，引き続き，戸籍法に基づいた適正な記載がされるよう御協力をお願いいたします。